

承認第10号

専決処分の承認について（関市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年5月1日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第 1 4 号

関市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 2 3 日

関市長 尾 関 健 治

関市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

関市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年関市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第 1 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の
受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。